

婚姻届

令和 年 月 日届出

(あて先) 兵庫県姫路市長

受理 令和 年 月 日 第 号		発送 令和 年 月 日				
送付 令和 年 月 日 第 号		兵庫県姫路市長 印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

本 届 書 中
字 訂 正
字 削 除
字 加 入

(1)	(よみかた) 氏 名	夫 になる 人		妻 になる 人	
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	
(2)	生 年 月 日	昭和 平成 西暦 年 月 日	昭和 平成 西暦 年 月 日	生 年 月 日	昭和 平成 西暦 年 月 日
	住 所	番地 番 号		番地 番 号	
	(住民登録をして いるところ)	方書		方書	
	(アパート・マンション名)	世帯主 の氏名		世帯主 の氏名	
(3)	本 籍	番地 番 号		番地 番 号	
	(外国人のときは 国籍だけを書いてください)	番地 番 号		番地 番 号	
	筆頭者 の氏名	筆頭者 の氏名		筆頭者 の氏名	
	父母及び養父母 の氏名	父	続き柄	父	続き柄
	父母との続き柄	母	男	母	女
	(右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	養父	続き柄	養父	続き柄
		養母	養 子	養母	養 女
(4)	婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	新本籍 (左の☑の氏の人が入籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 番地 番 号			
(5)	同居を始めた とき	昭和 令和 平成 年 月 日	(結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)		
(6)	初婚・再婚の別	☐初婚 再婚 (☐死別 昭和 平成 令和 年 月 日) ☐離別		☐初婚 再婚 (☐死別 昭和 平成 令和 年 月 日) ☐離別	
(7)	同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3. 企業・個人商店等 (官公庁は除く) の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が 1 人から 99 人までの世帯 (日々または 1 年未満の契約の雇用者は 5) 夫 妻 4. 3 にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または 1 年未満の 契約の雇用者は 5) 夫 妻 5. 1 から 4 にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに届出をするときだけ書いてください)			
	夫 妻 夫 妻 夫 妻	夫 妻 夫 妻 夫 妻			
	夫 妻 夫 妻 夫 妻	夫 妻 夫 妻 夫 妻			
(8)	夫 妻 の 職 業	夫 妻 の 職 業			
	その他				
	届出人署名 (※押印は任意)	夫		妻	
	事件簿番号				

住所を定めた年月日	連絡先
夫 昭和 平成 令和 年 月 日	夫 電話 () 自宅・勤務先 []・携帯
妻 昭和 平成 令和 年 月 日	妻 電話 () 自宅・勤務先 []・携帯

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください(消せるボールペンは使用しないでください)。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに戸籍担当係で下調べをしておいてください)。
届書は、1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

証 人	
署 名 (※押印は任意)	
生 年 月 日	昭和 平成 西暦 年 月 日
住 所	方書
本 籍	番地 番 号

→「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

→ ☐には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。
「本籍」には、アパート・マンション名は入りません。
新本籍は、本籍を設定する時点で日本国内に現存する土地の地名地番及び街区符号に設定することができます。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

→ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

◎署名は必ず本人が自署してください。
◎押印は任意です。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

